

陳情第 1 1 6 号	受理年月日	平成 2 7 年 9 月 2 9 日
付託委員会	保健病院委員会	
陳 情 者	八幡東区春の町四丁目 2 - 2 2 北九州市生活と健康を守る会協議会 代表者 吉田 文弘 署名 1 名	
件 名	住宅扶助限度額の引き下げ中止等について	
要 旨	<p>国は、ことし 7 月から住宅扶助限度額を引き下げ、更に 11 月からは、冬季加算の引き下げを予定している。既に生活扶助限度額が 2013 年から 3 回にわたって引き下げられており、生活保護受給者は大変厳しい暮らしを強いられている。生活保護受給者は、病気や障害、高齢などから生活困窮に至った人が多く、暖房費がかさむ冬季の加算引き下げは、生命の危険を招きかねない。</p> <p>住宅扶助限度額は、これまでも低い水準に抑えられてきている。限度額の引き下げが機械的に実施されると、これまでより更に狭小・劣悪な環境の低賃金の住居を探して転居することになり、それは、北九州市が掲げる住宅セーフティネット機能の充実の理念にも反することになる。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冬季加算の引き下げを中止するよう求める意見書を国に提出すること。</li> <li>2 住宅扶助限度額の引き下げを撤回し、もとに戻すよう求める意見書を国に提出すること。</li> <li>3 転居指導対象者であって転居が困難な受給者には、引き続き当該住居等に居住することが必要な場合と認めて、従来 of 基準額を適用すること。</li> <li>4 住宅扶助限度額を超える家賃であって転居が困難な事情にある受給者には、特別基準を適用する柔軟な対応をとること。</li> <li>5 住宅扶助について、特別基準等を適用される場合があることを対象者に周知し、無理な転居等が生じないよう配慮すること。</li> </ol>	